

個人確定申告納付方法（所得税・消費税・贈与税）

1. 納付方法

納付方法	事前手続	手数料等	納期限	備考
ダイレクト納付	① e-Tax 届出 ② e-Tax 申告	無	所得税：3月15日 消費税：4月2日 贈与税：3月15日	指定口座からの引落
インターネットバンキング	① インターネットバンキング開設 ② e-Tax 届出 ③ e-Tax 申告	無		インターネットバンクの手数料
クレジットカード納付	無	1万円当たり 82円		源泉所得税の場合はe-Tax 申告
コンビニ納付	税務署でバーコード納付書入手	無		納付額30万円以下
窓口納付（現金納付）	納付書	無		金融機関・税務署窓口
振替納税	振替納税届出	無		所得税：4月20日 消費税：4月25日 贈与税：無
確定申告所得税の延納	申告書記入	延納金利 (年1.6%)	所得税：5月31日	確定申告期限までに半額納付条件

2. 延滞税・還付（年利率）

年度	期限から2か月まで	2か月から完納まで	還付加算金の金利
平成28年	2.8%	9.1%	1.8%
平成29年	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年	2.6%	8.9%	1.6%

個人確定申告期間中の土曜日は営業しております
(平成30年1月13日から3月3日)

確定申告のお問い合わせ等ございましたら、電話、メール等にて承ります

歯科会計

平成30年診療日数

月	無休	祝休	日休	祝・日休	祝・日休 月休	祝・日休 火休	祝・日休 水休	祝・日休 木休	祝・日休 金休	祝・日休 土休	特別休暇 考慮
1月	31	29	27	25	22	20	20	21	21	21	年始
2月	28	26	25	23	20	19	19	19	19	19	
3月	31	30	27	26	22	22	23	21	21	21	
4月	30	28	26	24	20	20	20	20	20	20	
5月	31	28	27	24	20	19	19	20	21	21	
6月	30	30	26	26	22	22	22	22	21	21	
7月	31	30	26	25	21	20	21	21	21	21	お盆
8月	31	30	27	26	22	22	21	21	21	23	お盆
9月	30	27	26	23	21	19	19	19	19	18	
10月	31	30	27	26	22	21	21	22	22	22	
11月	30	28	26	24	20	20	20	19	20	21	
12月	31	29	27	25	21	21	21	21	21	20	年末
合計	365	345	317	297	253	245	246	246	247	248	
2018月平均	30.4	28.8	26.4	24.8	21.1	20.4	20.5	20.5	20.6	20.7	
2017月平均	30.4	29.0	26.1	24.7	20.8	20.3	20.4	20.5	20.6	20.7	
2016月平均	30.5	29.2	26.2	24.8	20.9	20.6	20.7	20.9	20.7	20.4	

1. 診療日決定の留意事項

- (1) 平日の1日を休診日にする場合には、近年の祝日設定（月曜日振替休日）を考慮する
- (2) 平日の予約が減少している場合には、土曜日の診療時間の検討をする
- (3) 週休2日の場合は、診療日が20日を下回る場合には診療日の振替を検討する

2. 診療日数減少の場合の患者データへの影響と対応

患者データ	影響	対応
実日数	(減少日数 * 1日平均患者数) の減少	休診日前後日への事前振替
月回数	月回数の減少	同上
初診数	新患、再初診数の減少	再初診対策に重点
自費収入	補綴物セットの減少による減収	事前の日程調整

平成30年 歯科経営セミナー

売上アップの仕組みづくり！安心会計

今年の歯科経営セミナーのポイント！

- ・平成30年4月の診療報酬改定を考慮して開催は **7月1日（日）**
- ・売上アップのためスタッフ・設備・資金コンサルで貢献します
- ・情報交換の場として懇親会は従来通り企画します

ドクター会計

仮想通貨に関する所得の計算

2017 年はビットコインをはじめとする仮想通貨の取引が大いに盛り上がりました。仮想通貨取引により、利益を出された方もいらっしゃるかもしれません。仮想通貨に関する所得の計算方法については、昨年、国税庁よりその取扱いが発表されていますので、ご確認の上、今年確定申告が必要となる場合には、今からでもご相談ください。

1. どんな時に所得が発生するか

所得が発生するのは以下の3つの時です。

① 保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）したとき

（例）1,000,000 円で 2 ビットコインを購入し 0.2 ビットコインを 110,000 円で売却
 $110,000 \text{ 円} - (1,000,000 \text{ 円} \div 2\text{BTC}) \times 0.2\text{BTC} = 10,000 \text{ 円}$

② 保有する仮想通貨で商品を購入したとき

（例）1,000,000 円で 2 ビットコインを購入し、200,000 円の商品に 0.3 ビットコインを支払った。
 $200,000 \text{ 円} - (1,000,000 \text{ 円} \div 2\text{BTC}) \times 0.3\text{BTC} = 50,000 \text{ 円}$

③ 保有する仮想通貨を他の仮想通貨を購入する際の決済に使用したとき

（例）1,000,000 円で 2 ビットコインを購入し、他の仮想通貨 600,000 円の決済に 1 ビットコインを支払った。
 $600,000 \text{ 円} - (1,000,000 \text{ 円} \div 2\text{BTC}) \times 1\text{BTC} = 100,000 \text{ 円}$

※上記の取引を行っておらず、含み益が存在するだけの状態では、所得は発生しません。

2. どんな税金がかかるのか

仮想通貨の取引によって生じた所得は雑所得として所得税（総合課税）がかかります。

株や金融商品と違い総合課税ですので、所得の高い人ほど税率が高くなります。（最高 45%）

なお、その収入によって生計を立てている等、事業として行われていると認められる場合は、事業所得となります。

3. 損失の取り扱い

雑所得の計算上生じた損失については、雑所得以外の他の所得とは通算できません。

また、損失を翌年に繰り越すこともできません。

仮想通貨取引については、取引所のサイトから資料をダウンロードするなど、ご自身で必要資料をご準備いただく必要がありますので、申告が必要となる方はお早目にご相談ください。

医療承継

事業承継税制について

平成30年税制改正における注目論点である事業承継税制について解説します。医療法人や資産管理会社は対象外ですが、MS法人については対象になる可能性があります。

後継者問題の中で、株式に係る税負担というのが非常にネックとなっていました。事業承継税制は、中小企業が次世代に事業をバトンタッチできるのであれば、その株式評価額にかかる相続税や贈与税を大幅に免除するという趣旨の制度です。今まで利用が限定的であったため今回大幅に有利改定される見込みです。

<適用条件>

① 人の条件	先代経営者は会社の代表者であり筆頭株主であったこと。後継者はスタート時点で3年以上取締役であり、会社の代表者になり筆頭株主になること。親族外の従業員に対しても可能。
② 会社の条件	サービス業であれば資本金5000万以下もしくは従業員100人以下の中小企業者。不動産管理など資産管理会社は対象外（※実際に事務所があり、親族外従業員が5人以上なら可）。制度スタートには都道府県から認定が必要です。
③ 5年間の条件	制度適用をスタートしてから5年は、①後継者が会社の代表であり続ける②後継者が会社の株式を保有し続ける③5年平均で従業員の雇用を8割維持することが条件。（※③は正当理由あれば満たさなくなっても理由書の提出でOKとの改正あり）
④ 最終免除の条件	上記5年経過後も株式を保有し続ける必要がありますが、その後2代目から3代目に同じ制度をつかって事業承継ができた場合には最終的な免除となります。後継者が死亡してしまったケースも税金は免除となります。業績悪化により身売りや解散となった場合も一定の救済措置あり。

要件を満たせば全株式100%の税額が免除される非常に大きな改正となりましたが、仮に上記条件を途中で満たせなくなっただけの場合は、猶予されていた税金を全額利息を付けて支払わなければならないとなりますので、慎重な検討が必要となります。

医療承継コンサルの内容を映像でご覧いただけます
QRコードを読み取りご覧下さい

